事務所通信　No.293　　令和２年３月１日

社会保険労務士法人
新潟県新発田市新富町１丁目５番９号　篠田パートナーズ事務所　☎0254-22-5649(代)

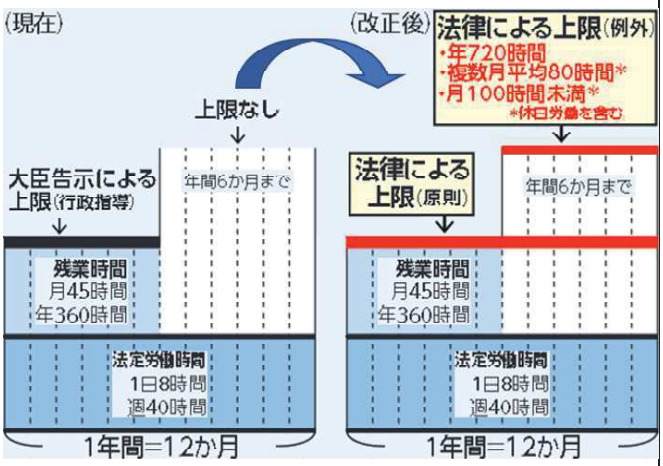
時間外労働の上限規制

令和2年4月1日より、中小企業に時間外労働の上限規制が施行されます。過去にも取り上げてきましたが、今一度確認しておきましょう。



①　改正の内容

時間外労働の上限は、原則として月45時間、年360時間(一年単位の変形労働時間制を採用した場合は月42時間、年320時間)とし、臨時的な特別の事情(特別条項)が無ければこれを超えることはできません。特別条項を設けて労使合意した場合であっても、年720時間、単月100時間、複数月平均80時間が上限となり、かつ、原則の上限を超えることができるのは年間6回までです。



②　適用猶予・除外の業種

下表の5業種が猶予・除外の業種となります。

	施行前	施行後	令和6年4月以降
一般の業種	上限なし	720時間	720時間
自動車運転の業	上限なし	上限なし	960時間
建設事業	上限なし	上限なし	720時間※1
医師	上限なし	上限なし	960時間※2
鹿児島県及び沖縄県における砂糖製造業	上限なし	上限なし	720時間
新技術・新商品等の研究開発業務	上限なし	上限なし	上限なし※3

※1：復興事業等は単月100時間、複数月平均80時間の上限なし
※2：複数月80時間、年6回の上限の適用はなし
　　地域医療確保暫定水準、集中的技能向上水準に該当する場合には上限時間は年1,860時間
※3：健康・福祉確保措置を設けた上で上限なし

□ 時間外・休日労働に関する協定届(36協定)の新書式を作成する際の注意点



時間外労働の上限規制の施行日以降に提出する36協定は新書式で提出する必要があります。
下記、新様式の追加項目に注意しましょう

(1)労働保険番号・法人番号

労働保険番号	□□□□□□□□□□□□□□ (都道府県 / 所掌 / 管轄 / 基幹番号 / 枝番号 / 一括事業場番号)
法人番号	□□□□□□□□□□□□

(2)上限時間確認のチェックボックス

上記で定める ～中略～ 80 時間を超過しないこと。☑
(チェックボックスに要チェック)

(3)限度時間超労働の手続・健康福祉確保措置
(特別条項付き36協定届のみ)

限度時間を超えて労働させる場合における手続		労働者代表者に対する事前申し入れ
限度時間を超えて労働させる労働者に対する健康及び福祉を確保するための措置	(該当する番号)①	(具体的内容)対象労働者へ医師による面接指導

● 施行日を跨ぐ協定を締結する場合

施行日前に締結した36協定は協定の初日から1年間有効となるため、改正内容へ対応すべき時期はその協定の有効期限後からになります。施行日前に締結する36協定に新様式を用いる場合、前述の(2)のチェックボックスにチェックを付けた場合その時点で上限規制が適用されるためご注意ください。



● 適用猶予・除外の業種の場合

適用猶予・除外の業種用の新様式(様式第9号の3、4)を用いて提出します。これらの業種で特別条項付きの36協定を締結する場合は、一般の業種用の新様式(様式第9号の2)を用い、前述の(2)(3)は記載せずに提出します。

□ 協定が無効となる労働者代表の不適切な選出

使用者の意向に基づく選出者、管理監督者、選出方法を経ずに選出した労働者代表により締結した協定届は無効となることがあります。

同一労働同一賃金



令和2年4月1日より大企業に(中小企業は令和3年4月1日より)同一労働同一賃金(正規雇用労働者と非正規雇用労働者の間の不合理な待遇差・差別的取扱いの禁止)が施行されます。



① 改正の内容

(1)不合理な待遇差の禁止

同一企業内において、正社員と非正規社員との間で基本給や賞与などのあらゆる待遇について不合理な待遇差を設けることが禁止されます。

(2)労働者に対する説明の義務強化

非正規社員は「正社員との待遇差の内容や理由」などについて事業主に説明を求めることができ、事業主は求めがあれば説明をしなければなりません。

(3)裁判外紛争解決手続(行政ADR)等の整備

都道府県労働局において、無料・非公開の裁判外紛争解決手続きを行います。



② 不合理な待遇差

差別的取扱いの判断基準

職務内容やそれに伴う責任の程度、配置転換の範囲等の事情を考慮し待遇(賃金・福利厚生・教育訓練等)を決定する必要があります。また、同一条件であれば同一の待遇とすることが必要です。賃金については、各手当ごとに個別具体の事情に応じて判断するのが望ましいです。



③ 派遣労働者の同一労働同一賃金

下記のいずれかが派遣元へ義務化されます。

(1)派遣先均等・均衡方式(派遣先に合わせる)

派遣先の情報提供を受け、派遣先比較対象労働者と同等の待遇とします。



(2)労使協定方式(派遣元に合わせる)

最新の統計情報を基に職務内容や能力に応じた賃金体系を就業規則等に記載し、労使協定を締結した上で、派遣元の規定に則った待遇とします。

お知らせ



健康保険・介護保険の料率改定

令和2年3月分保険料より、**健康保険・介護保険の料率**が改定されます。

※ 3月支給の賞与がある場合、改定後の料率で計算した保険料を控除してください。

※ 保険料を当月引きされている場合、3月に支払う給与から下記の保険料率を適用して下さい。

【健康保険料率（協会けんぽ新潟支部）】
9.58%（被保険者4.790%）･･･ 変更あり
【介護保険料率（協会けんぽ全国共通）】
1.79%（被保険者0.895%）･･･ 変更あり
【厚生年金保険料率（全国共通）】
18.300%（被保険者9.15%）･･･変更なし

外国人雇用状況の届出の様式変更

令和2年3月1日以降、雇入れ・離職時に提出する外国人雇用状況の届出に在留カード番号の記載が必要となりました。当該外国人が雇用保険の被保険者の場合、取得届・喪失届の様式が変更されるまでの間は取得届・喪失届と共に下記の様式の提出が必要になります。


雇用保険被保険者資格取得届、資格喪失届外国人労働者在留カード番号記載用【別様式】

1．事業所番号

4	9	0	0	－	0	0	0	1	1	1	－	0

2．事業所名

株式会社厚生労働商店

3．在留カード番号記載欄

個人別票の枝番号（※1）	被保険者番号（※はじめて雇用保険の被保険者となる場合は生年月日を記入）（※2）	氏名（ローマ字）	在留カード番号記載欄（※在留カードの右上に記載されている12桁の英数字）											
			英字	数字（8桁）								英字		
1	H010110	ABCDEF	A	B	2	3	4	5	6	7	8	9	C	D

雇用保険氏名変更届の廃止

雇用保険氏名変更届が廃止されました。新潟県では令和2年1月以降の届出は不要となりました。

■ 拾い読みの読書

伝説の経営コンサルタント
一 倉 定 の 社 長 学

著　者／　日本経営合理化協会専務理事　作間信司
出版社／　プレジデント社　　1800円＋税

P1　「世の中に、良い会社とか悪い会社なんてない。あるのは、良い社長か悪い社長かだけである。会社は社長次第でどうにでもなるんだ」と断言した。この一言こそ、“社長の教祖”の異名を持つ一倉定の信念だった。

P35　社長が絶対にやらなければならないのは、経営計画書に「方針の決定」や「どんな会社を目指すのか？」「〇〇年後のビジョン」等を文章に表し、全社員の前で発表することだ。

P42　何を書くのか？　①社長自身が持っている経営理念に基づいて「わが社の未来像」と実現のための行動指針「方針書」である。～これが「経営計画の魂」　②この「方針書」にそって経営目標となる「目標貸借対照表」「売上利益計画」「資金運用表」の３表を作ることである。～そして、これが「経営計画の仏」となる。

P70　社長の決定こそが、企業の運命を決める「ハッキリわからない未来への決定」であり、「事業経営にとって一番大切な付加価値をどうやって産み出すか？」への決定を下すことである。

P132　「わが社の赤字は、お客様を忘れたのが原因である」・・「なんと言ってもお客様のナマの声に耳を傾けること」「社長自身がお客様になって利用してみて不平不満を感じること」・・

P142　利益計画とは借入金の返済額の決定や、人件費の向こう３年間の上昇を織り込んだ利益計画で、自社の生き残りを賭けた必達の利益計画でなければならない。達成できそうな売り上げから経営計画を立ててしまうことは、計画ではなく単なる計算でしかない。「成りゆき経営」と断じた

■ ３月のミニミニ・セミナー

『生産性向上の取り組み事例』

▲　働き方改革に合わせ、労働生産性向上の為の事例を弊所の取り組みも含め紹介します。
▲　令和２年３月13日（金曜日）
　　午後１時30分～３時00分
▲　講　師：弊所スタッフ　島影由美子
▲　会　場：篠田パートナーズ事務所
▲　対　象：企業経営者及び人事担当者
▲　定　員：先着10名
▲　受講料：無料
▲　申込み：当事務所までご連絡下さい。

★ ４月の予告 ★

『ストップ・職場のハラスメント』

▲　パワハラ防止法が6月から施行されます。「企業が対応するための措置」について解説します。
▲　令和２年４月24日（金曜日）午後1時30分～
▲　講師：弊所筆頭副所長　（特定社会保険労務士）　齊藤賢二

■ 絵手紙通信



ニトリやヤマダ電機での風景から・・・。

事務所 e-mail ： sinoda2@niks.or.jp　　所長 e-mail ： srsinoda@niks.or.jp

最近の出来事から (293号)

■ 新型肺炎 (R2.1.31)

▲昨年12月に発生した中国・武漢の怪しげな肺炎が、今年になって新型のコロナウィルスの仕業と判明。9日に発生源の海産物市場が閉鎖、23日には人口約1100万人の武漢市の空港や駅を閉鎖したものの、既に500万人の市民は市外に脱出、春節の時期と重なった27日からは中国政府は海外パックツアーを禁止するに至ったが、同市は元より中国内で患者、重篤者、死者の数が増え続け、日本はじめ各国にも感染が広がっている。

▲日本政府は、武漢に取り残された日本人を退避させるためチャーター機を派遣し、第一陣として29日に206人が羽田に着いたが、発熱や咳等が確認された12人が入院、うち3人の感染が判明し、その割合から中国政府発表の武漢の患者数の信憑性を疑った。

▲更には、帰国者全員にウイルス感染検査の実施と結果が出るまで国が手配した宿泊施設に留まることを要請したが、うち2人が検査を拒否して帰宅したとの報道に唖然とし、その知性を疑った。

▲「知性」とは、法的基準を満たしたとしても、人として「してはいけないことはしない。しなければならないことはする。」・・人間力である。ネット上の「顔、名前の公表を！」はさて置き、如何なる人生を送ってきたのか知りたくもなる。

▲そして、正しく恐れるべく国立感染症研究所のHPを覗くと、「SARSの時、死亡した人の多くは高齢者や、心臓病、糖尿病等の基礎疾患を前もって患っていた人であった」とあり、全てが該当する我が身としては、有効な予防策とされるアルコール消毒を今晩から一段と強化することとした。

■ 若者考 (R2.2.6)



▲日本経済新聞の「極狭（ごくせま）アパート、若者に人気」の記事を見て、大学時代の三畳一間の暮らしを思い起こした。

▲場所は東京北区西ヶ原、巣鴨駅から徒歩15分、家賃は5,000円。１階は大家さん、２階の１DKの若夫婦二所帯に挟まれた三畳間。トイレは共同、部屋には半畳の押し入れと流し台スペースがついていたものの、机、イス、テーブル代わりの炬燵台を置くと残りスペースは二畳。

▲当初、息苦しさにクラブの同期や諸先輩の四畳半を渡り歩き、酒の飲み方を教わり、親交を深める得難い経験を重ねたが、そのうちに住めば都、起きて半畳、寝て一畳・・・座った場所から何処にでも手が届く便利さに慣れていた。

▲やがて、遠方から自宅通学する先輩の定宿となったり、池袋で飲み過ぎて終電を逃し、２時間歩いた11人で雑魚寝したり、居候が冷蔵庫を持って住み着いたりと有効利用したものである。

▲そんなこともあり、当時、漫画雑誌やテレビ等で「同棲時代」が流行語となり、かぐや姫の「神田川」「三畳一間の小さな下宿　貴方は私の指先見つめ・・・」を聞きながらも、別世界の出来事と聞き流すしか無かった。

▲現代の三畳生活を送る若者は、「生活の無駄を省くための究極の手段」と話し、取り分け通勤・通学時間の節約を挙げた。その上、家賃も安い、狭いから物も必要最小限と合理的である。

▲一方、酒は飲まない、車も要らない、彼女（彼氏）も要らない・・・自分の時間を大事にしたい若者が増加中とか。自分の世界に閉じこもって、思考が小さくならないかと要らぬ気をもんだ。